

○国土交通省告示第八百八十八号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十一号）第三十七条、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の九第一号（第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）並びに建築士法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条及び第十五条第一号の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十九年九月二十九日 国土交通大臣 石井 啓一

（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）

第一条 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成二十二年建設省告示第四百四十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 次に定めるところにより、品質管理推進責任者が配置されていること。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 品質管理推進責任者は、製品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の工学若しくはこれに相当する課程において品質管理に</p>	<p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 次に定めるところにより、品質管理推進責任者が配置されていること。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 品質管理推進責任者は、製品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であつて、学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の工学若しくはこれに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又は</p>

<p>2（略）</p> <p>関係する科目を修めて卒業し（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了する場合を含む。）又はこれに準ずる品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。</p>	<p>2（略）</p> <p>これに準ずる品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。</p>
---	--

改正後	改正前
<p>（建築士法第十四条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する件の一部改正）</p> <p>第二条 建築士法第十四条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する件の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>（建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する件の一部改正）</p> <p>第二条 建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する件の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>

<p>第二 第一に規定する科目の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者については大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとし、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。</p>	<p>第二 第一に規定する科目の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者については大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例によるものとし、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。</p>
---	---

改正後	改正前
<p>（建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する件の一部改正）</p> <p>第三条 建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する件の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>（建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する件の一部改正）</p> <p>第三条 建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する件の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>

<p>第二 第一に規定する科目の単位計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による短期大学を卒業した者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとする。</p>	<p>第二 第一に規定する科目の単位計算方法は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとする。</p>
---	--

（建築士法第十四条第三号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件の一部改正）
 第四条 建築士法第十四条第三号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による短期大学を卒業した者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。</p>	<p>第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による短期大学を卒業した者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。</p>

（建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件の一部改正）
 第五条 建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者については大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準の規定</p>	<p>第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者については大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校</p>

の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例によるものとし、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。

（建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件の一部改正）
 第六条 建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十一号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとする。次号において同じ。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を三年以上有する者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は、同法による短期大学を卒業した</p>	<p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十一号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例によるものとする。次号において同じ。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を三年以上有する者</p> <p>二 (略)</p> <p>三 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとし</p>

者については短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準の規定の例によるものとする。）を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、その卒業後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後）建築実務の経験を四年以上有する者

四十五（略）

（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部改正）
 第七条 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成二十五年国土交通省告示第七百四十八号）の次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施に係る義務）</p> <p>第七条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により建築物石綿含有建材調査者講習事務を行わなければならない。</p> <p>一 建築に関する知識及び経験を有する者として次のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、正規の建築学又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、八において同じ。）、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者</p>	<p>（建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施に係る義務）</p> <p>第七条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により建築物石綿含有建材調査者講習事務を行わなければならない。</p> <p>一 建築に関する知識及び経験を有する者として次のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法による短期大学において、正規の建築学又はこれに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者</p>

ハ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者（ロに掲げる者を除く。）

二一ト（略）
 二一ニト（略）
 二一三ト（略）

（建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件の一部改正）

第八条 建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件（平成二十八年国土交通省告示第七百号）の次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件の一部改正）
 第一 登録特定建築物調査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

改正後	改正前
<p>一 登録特定建築物調査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。第二号、第三号及び第四号第二号において「三年短期大学等」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、次号、第二号及び第三号、第三号第二号及び第三号並びに第四号第二号及び第三号において同じ。）、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第二号、第三号、第三号第三号及び第四号第三号において単に「短期大学」という。又は高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）、において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者</p>	<p>一 登録特定建築物調査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>三 前号に該当する者を除き、短期大学又は学校教育法による高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者</p>

相当する課程を修めて卒業した後、建築
に關して四年以上の実務の経験を有する
者(前号に掲げる者を除く。)

四〇十 (略)

第二 登録建築設備検査員講習を受講するこ
とができる者は、次の各号のいずれかに該
当する者とする。

一 (略)

二 三年短期大学等において、正規の建築
学、機械工学若しくは電気工学又はこれ
らに相当する課程(夜間において授業を
行うものを除く)を修めて卒業した後、
建築設備に關して三年以上の実務の経験
を有する者

三 短期大学又は高等専門学校において、
正規の建築学、機械工学若しくは電気工
学又はこれらに相当する課程を修めて卒
業した後、建築設備に關して四年以上の
実務の経験を有する者(前号に掲げる者
を除く。)

四〇八 (略)

第三 登録防火設備検査員講習を受講するこ
とができる者は、次の各号のいずれかに該
当する者とする。

一 (略)

二 三年短期大学等において、正規の建築
学、機械工学若しくは電気工学又はこれ
らに相当する課程(夜間において授業を
行うものを除く)を修めて卒業した後、
防火設備に關して三年以上の実務の経験
を有する者

三 短期大学又は高等専門学校において、
正規の建築学、機械工学若しくは電気工
学又はこれらに相当する課程を修めて卒
業した後、防火設備に關して四年以上の
実務の経験を有する者(前号に掲げる者
を除く。)

四〇十 (略)

四〇十 (略)

第二 登録建築設備検査員講習を受講するこ
とができる者は、次の各号のいずれかに該
当する者とする。

一 (略)

二 短期大学において、正規の建築学、機
械工学若しくは電気工学又はこれらに相
当する修業年限三年の課程(夜間におい
て授業を行うものを除く)を修めて卒業
した後、建築設備に關して三年以上の実
務の経験を有する者

三 前号に該当する者を除き、短期大学又
は高等専門学校において、正規の建築学、
機械工学若しくは電気工学又はこれらに
相当する課程を修めて卒業した後、建築
設備に關して四年以上の実務の経験を有
する者

四〇八 (略)

第三 登録防火設備検査員講習を受講するこ
とができる者は、次の各号のいずれかに該
当する者とする。

一 (略)

二 短期大学において、正規の建築学、機
械工学若しくは電気工学又はこれらに相
当する修業年限三年の課程(夜間におい
て授業を行うものを除く)を修めて卒業
した後、防火設備に關して三年以上の実
務の経験を有する者

三 前号に該当する者を除き、短期大学又
は高等専門学校において、正規の建築学、
機械工学若しくは電気工学又はこれらに
相当する課程を修めて卒業した後、防火
設備に關して四年以上の実務の経験を有
する者

四〇十 (略)

第四 登録昇降機等検査員講習を受講するこ
とができる者は、次の各号のいずれかに該
当する者とする。

一 (略)

二 三年短期大学等において、正規の機械
工学若しくは電気工学又はこれらに相当
する課程(夜間において授業を行うもの
を除く)を修めて卒業した後、昇降機又
は遊戯施設に關して三年以上の実務の経
験を有する者

三 短期大学又は高等専門学校において、
正規の機械工学若しくは電気工学又はこ
れらに相当する課程を修めて卒業した
後、昇降機又は遊戯施設に關して四年以
上の実務の経験を有する者(前号に掲げ
る者を除く。)

四〇八 (略)

第四 登録昇降機等検査員講習を受講するこ
とができる者は、次の各号のいずれかに該
当する者とする。

一 (略)

二 短期大学において、正規の機械工学若
しくは電気工学又はこれらに相当する修
業年限三年の課程(夜間において授業を
行うものを除く)を修めて卒業した後、
昇降機又は遊戯施設に關して三年以上の
実務の経験を有する者

三 前号に該当する者を除き、短期大学又
は高等専門学校において、正規の機械工
学若しくは電気工学又はこれらに相当す
る課程を修めて卒業した後、昇降機又は
遊戯施設に關して四年以上の実務の経験
を有する者

四〇八 (略)

附則

この告示は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。